

日医発第 291 号 (保 65)  
平成 20 年 6 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 20 年 5 月 30 日付保医発第 0530002 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取り扱う通知があり、平成 20 年 6 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて  
(平 20. 5. 30 保医発第 0530002 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)



保医発第0530002号

平成20年5月30日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県高齢者医療主管部(局)  
高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)の一部を下記のとおり改正し、平成20年6月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D004中(6)から(17)までを(7)から(18)までとし、(5)の次に次のように加える。  
(6) 涙液中総IgE定性  
ア 涙液中総IgE定性は、区分「D004」穿刺液・採取液検査の「6」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼに準じて算定する。  
イ 涙液中総IgE定性は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(40)から(48)までを(41)から(49)ま

でとし、(39)の次に次のように加える。

(40) MDA-LDL

ア MDA-LDLは、区分「D007」血液化学検査の「29」のレムナント様リポ蛋白（RLP）コレステロールに準じて算定する。

イ MDA-LDLは、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中のMDA-LDLを測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第3部中

改正後	現 行
<p>D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(5) (略) <u>(6) 涙液中総IgE定性</u> ア <u>涙液中総IgE定性は、区分「D004」穿刺液・採取液検査の「6」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼに準じて算定する。</u> イ <u>涙液中総IgE定性は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。</u> (7)～(18) (略)</p>	<p>D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(5) (略)  (6)～(17) (略)</p>
<p>D007 血液化学検査 (1)～(39) (略) <u>(40) MDA-LDL</u> ア <u>MDA-LDLは、区分「D007」血液化学検査の「29」のレムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロールに準じて算定する。</u> イ <u>MDA-LDLは、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中のMDA-LDLを測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。</u> (41)～(49) (略)</p>	<p>D007 血液化学検査 (1)～(39) (略)  (40)～(48) (略)</p>

## ■ 新たに保険適用が認められた検査

平成20年5月30日 保医発第0530002号（平成20年6月1日適用）

<p>1. 涙液中総 I g E 定性 (イムノクロマトグラフィー法)</p>	<p>D004 穿刺液・採取液検査の「6」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼに準じて算定する。</p>	<p>100点</p>
<p>平成20年3月5日保医発第0305001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D004 穿刺液・採取液検査」の(6)から(17)までを(7)から(18)までとし、(5)の次に右のように加える。</p>		
<p>2. MDA-LDL (酵素免疫測定法 (ELISA))</p>	<p>D007 血液化学検査の「29」のレムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロールに準じて算定する。</p>	<p>200点</p>
<p>平成20年3月5日保医発第0305001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D007 血液化学検査」の(40)から(48)までを(41)から(49)までとし、(39)の次に右のように加える。</p>		
<p>D007 血液化学検査 (40) MDA-LDL ア MDA-LDLは、区分「D007」血液化学検査の「29」のレムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロールに準じて算定する。 イ MDA-LDLは、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中のMDA-LDLを測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。</p>		

(日本医師会保険医療課)